議案説明書

消防本部 予防課

提出議会:令和5年第3回定例会

1 案件名

議案第95号 佐野市火災予防条例の改正について

2 概要

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の規定を整備する。

- 3 理由及び趣旨、目的、内容等
 - (1)現在の蓄電池設備の規制の対象は4,800アンペアアワーセル以上であるが、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられる蓄電池容量(キロワット時)を用いて区分することとし、10キロワット時を超えるものを規制の対象とする。ただし、10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものについては規制の対象から除く。(第13条)
 - (2)蓄電池設備のうち開放形鉛蓄電池を用いたもの以外は耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととする。(第13条)
 - (3)屋外に設ける蓄電池設備については、キュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととした。また、一定の要件を満たすものを除き、建築物から3メートル以上の離隔距離の要件を追加する。(第13条)
 - (4)火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の 蓄電池設備を除く。(第44条)
 - (5)固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに定める。(別表第3)
- 4 その他の事項

施行日 令和6年1月1日